

# 農薬使用の基礎知識

## ① 農薬はラベルや注意書きをよく読み、適正に使いましょう

使用基準を守りましょう！

違反すると農薬取締法の罰則対象となります

- ・適用がない**食用作物**へは使用しない
- ・定められた**使用量**又は**濃度**を超えて使用しない
- ・定められた**使用時期**(収穫前日数等)を守る
- ・定められた**総使用回数**以内で使用する

文字が小さく見にくいときは、虫メガネ等を利用しましょう



番号がなければ無登録農薬なので使用できない

表示例

農林水産省登録番号  
第〇〇〇〇号

殺虫剤

〇〇〇〇乳剤

成分 〇〇〇〇〇〇 ..... 5.0%  
〇〇乳化剤等 ..... 50.0%

読み方は？

スイカで使用できる

1500~2000倍に薄めて散布する

収穫7日前まで使用できる

収穫まで6回使用できる

スイカではアブラムシ類に対し1500~2000倍で収穫7日前までに6回使用できる

### 【適用害虫と使用方法】

作物名	適用病虫害	希釈倍数	使用時期	総使用回数
スイカ	アブラムシ類	1500~2000	7日	6回
キャベツ	アブラムシ類		3日	5回
カリフラワー	アオムシ コナガ		7日	6回
はくさい	ハスモンヨトウ	1000	7日	5回
たまねぎ	ネギアザミウマ	1000	3日	6回
食用菊	アブラムシ類	1500~2000	7日	5回
きく			-	

※これらの表示の他に、薬害や安全使用上の注意書きもあるので、使用する前に熟読しましょう。

## ② 散布液の作り方

水和剤・乳剤・フロアフル剤などの散布液を作る場合は、下記の早見表をご利用下さい。

例：農薬の1000倍液を18リットル作るには、水18リットルに〇〇水和剤を18g、液剤だったら18cc溶かす!!

【早見表】 ← 水に溶かす薬量 (gまたはcc)

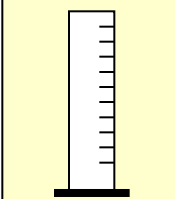
		作りたい薬液の量(リットル)								
		1 リットル	1.8 (1升瓶)	5 リットル	10 リットル	18 (1斗缶)	25 リットル	50 リットル	100 リットル	500 リットル
希釈 倍数 (倍)	100倍	10	18	50	100	180	250	500	1000	5000
	250倍	4	7.2	20	40	72	100	200	400	2000
	500倍	2	3.6	10	20	36	50	100	200	1000
	800倍	1.2	2.25	6.25	12.5	22.5	31.25	62.5	125	625
	1000倍	1	1.8	5	10	18	25	50	100	500
	1500倍	0.66	1.2	3.33	6.6	12	16.66	33.3	66.6	333.3
	2000倍	0.5	0.9	2.5	5	9	12.5	25	50	250
	4000倍	0.25	0.45	1.25	2.5	4.5	6.25	12.5	25	125
	8000倍	0.12	0.22	0.62	1.25	2.25	3.12	6.25	12.5	62.5
	10000倍	0.1	0.18	0.5	1	1.8	2.5	5	10	50

### ③ 具体的な 作り方

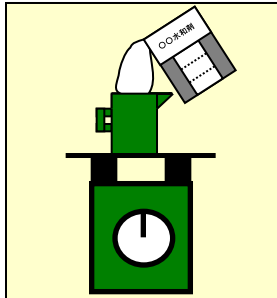
農薬は各種計りで  
正確に計る



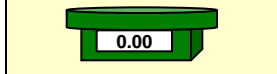
スポイト  
(少量計る)



メスシリンダー



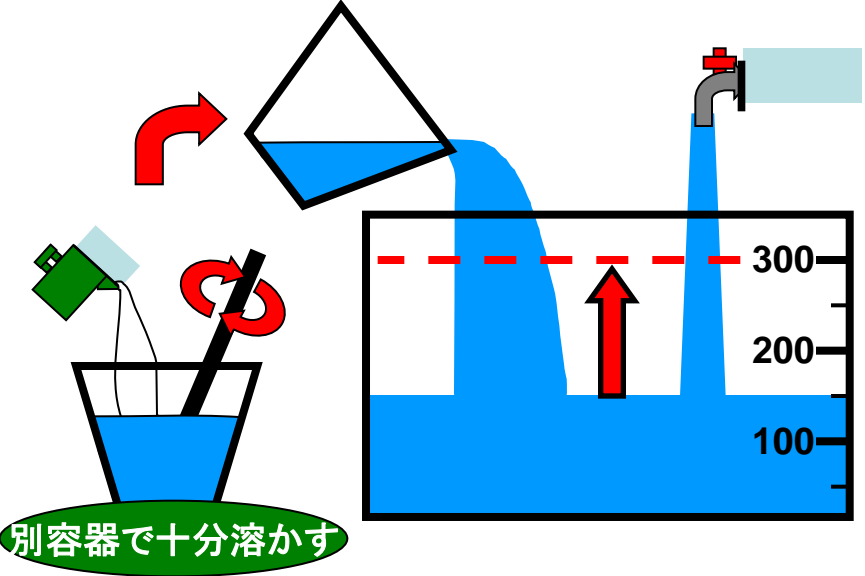
アナログ式計り  
(100g以上計るとき)



デジタル式計り  
(100g以下計るとき)

水和剤は水に溶けにくいので、  
別容器で十分溶かしましょう!!

展着剤や農薬を混合する場合  
散布液に入れる順序は  
1:展着剤・2:乳剤・3水和剤の順とする



### ④ 散布器具の 洗浄方法

農薬が器具内に残留しないよう、  
下記の方法で十分洗いましょう!!

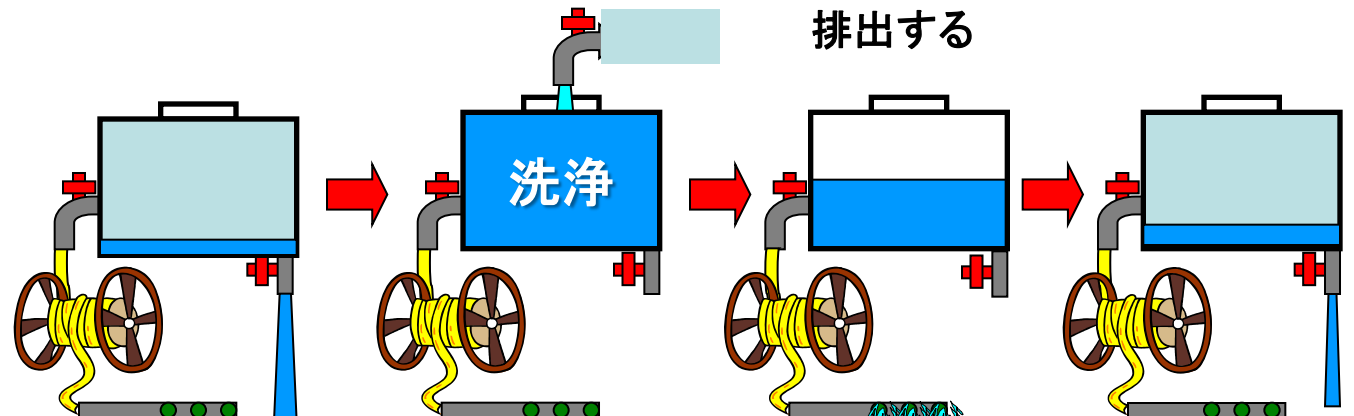
※ この行程を最低3回繰り返す!!

① 容器内の残液  
を排出する

② 容器内を  
洗浄にする

③ ホース洗浄の  
ためノズルから  
排出する

④ 残りを容器  
から排出する



散布器具は病害虫用と除草剤用とは別にした方がよい

**⑤ 農薬を散布するときは  
農薬の飛散に注意が必要です！**

- 散布量が多くなりすぎないように気をつけましょう
- 風の弱い時に風向に気をつけて散布しましょう
- 散布の方向や位置に気をつけて散布しましょう
- 細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、  
散布圧力を上げすぎないようにしましょう

**農薬名、使用濃度、使用量、散布日時、場所、  
対象作物、気象条件等を必ず記録しましょう**

**もし飛散が起きてしまったら、すぐに飛散を受けた  
栽培者に知らせるとともに指導機関に相談しましょう**